

令和2年度（2020年度）第5回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2020年8月31日（月）午後1時30分開会
場 所：北海道第二水産ビル 3階 3S会議室

1. 開 会

○事務局（武田課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより、令和2年度第5回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、会場出席が11名、オンラインでの出席が2名、合わせて13名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

着席の方のほかに、三谷委員と押田委員がオンラインで出席しております。

当審議会は、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、通常どおり開催してまいりたいと考えておりますが、今後の状況等も踏まえ、開催方法を変更することもあり得ますので、ご了承願います。

2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹花よりご挨拶を申し上げます。

○竹花環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹花です。

本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

前回の7月の審議会では、6月の審議会に続き、環境影響評価制度の見直しについてご審議をいただき、審議会の後も、答申文（案）たたき台の調整のため、貴重なお時間をいただきまして、8月20日付で答申をいただいたところです。

また、苫東厚真風力発電事業の配慮書についても、審議会の後に答申をいただき、8月5日付で事業者宛てに知事意見を述べたところでございます。

委員の皆様には、熱心にご審議をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

本日本日の議事は、風力発電事業の5件で、いずれも配慮書の案件となっており、うち3件は新規の案件で、前回とは別の石狩湾沖における洋上風力が1件ございます。

また、新聞報道にもございましたが、先週、同じ石狩湾沖で新たな事業がさらにもう1件、公告、縦覧を開始しております。本日の議事にはなっておりませんが、審議会に諮問させていただいたところです。

新規の案件が増えており、委員の皆様には大変ご負担をおかけしておりますが、引き続き、慎重な審議をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（武田主幹） それでは、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1と資料1-2、資料2-1と資料2-2、資料3-1と資料3-2、資料4-1から資料4-4、資料5-1から資料5-4です。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れを説明いたします。

本日の議事は、5件です。

議事(1)は、1回目の審議となる(仮称)石狩・厚田洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

議事(2)は、1回目の審議となる(仮称)島牧ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

議事(3)は、1回目の審議となる(仮称)石狩群当別町西当別風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、30分程度を予定しています。

議事(4)は、2回目の審議となる(仮称)松前2期風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しています。

最後に、議事(5)は、2回目の審議となる(仮称)えりも地区風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しています。

なお、本議事につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合があります。その際は、傍聴者及び報道機関の方にはご退室いただきますので、ご協力のほどをお願いいたします。

なお、委員の方々のお手元のマイクについては、全員分を用意できませんでしたので、除菌シートを使いながら、随時、交代してお使いください。

また、傍聴の皆様へお願いですが、会場内では、あくまで傍聴に徹し、休憩中であっても委員に話しかけることのないようお願いいたします。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は、山下会長をお願いいたします。

3. 議 事

○**山下会長** よろしく申し上げます。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づき、本日の議事録に署名する2名の委員を指名します。

本日は、高橋委員と玉田委員を指名します。

よろしく申し上げます。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

議事(1)ですが、本日1回目の審議となる(仮称)石狩・厚田洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。事務局から、事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○**事務局(秋山技師)** だいたい色の図書をご用意ください。

初めに、配慮書の内容についてご説明いたします。

表紙にあります、事業者は、石狩湾洋上風力発電合同会社です。

7月27日付で図書の送付があり、30日に本審議会へ諮問させていただいております。

知事意見提出期限は11月16日となっております。

委員の皆様には、2次質問をお願いしたいと考えておりますが、意見の提出期限まで日数がございますので、改めて依頼のメールをさせていただきます。何とぞよろしくお願ひします。

また、この図書に関して、現在、関係市の庁舎などにおいて図書の縦覧とインターネット上での公表が行われております。

それでは、事業の概要についてご説明します。

3ページをご覧ください。

発電所の出力は最大133万キロワットで、単機出力9,500キロワットから1万2,000キロワット程度の発電機を最大で140基、洋上に設置する計画であり、事業実施想定区域は、右側の4ページの位置図のとおり、石狩湾沖の海域の約3万1,500ヘクタールとなっております。

次に、6ページをご覧ください。

区域の設定方法や考え方のフローが掲載されております。

まず、風況について、海面から140メートルの高さにおいて、7.5メートルから8.5メートル毎秒が見込まれ、水深は着床式風力発電機を想定し、水深50メートル以浅の範囲を選定、その後、社会特性や環境への配慮、法令の制約等を確認した上で、事業想定区域を設定しております。

設定された事業実施想定区域の図が23ページにあります。

23ページの黒枠から航路及び第1種区画、漁業権設定範囲を除外した範囲です。現時点で全ての関係自治体並びに周囲の漁業協同組合と協議を開始しているとのことです。

続いて、26ページをご覧ください。

風力発電機の概要についてです。

図にありますように、ローター直径は最大で220メートル、海水面からの高さは最大で250メートル程度となっております。

次に、30ページをご覧ください。

稼働中及び計画中の風力発電所が示されております。

洋上風力としましては、評価書段階の9番の石狩湾新港洋上風力発電事業、昨年に配慮書手続が行われました11番の北海道石狩湾沖洋上風力発電事業、また、先月の審議会にて審議していただきました14番の石狩湾洋上風力発電事業がございます。

次に、飛びまして、105ページをご覧ください。

ここからは、第3章の事業実施想定区域及びその周囲の概況について、かいつまんでご説明いたします。

こちらは動物の注目すべき生息地の位置図です。

周辺には、暑寒別天売焼尻国定公園、ニセコ積丹小樽海岸国定公園、また、複数の鳥獣保護区があり、加えて、3色の五角形で示されております海鳥の繁殖地も多く分布しております。

また、区域の北側の一部には、マリンIBAがございますが、選定された区域とは重なっておりません。

次に、109ページをご覧ください。

109ページから113ページにわたり、ノスリ、ウミワシ類、マガンなどの渡りルートが確認されており、116ページになりますが、石狩川周辺では、マガン、ヒシクイ、ハクチョウ類の集結地が確認されております。

続きまして、152ページをご覧ください。

事業実施想定区域は石狩湾沖ですが、石狩沿岸には、昆布、ワカメ、アオサ、アオノリなどの藻場が点在しております。

続いて、167ページをご覧ください。

事業実施想定区域の周辺には、この石狩湾を囲むように景観資源がございます。

続いて、2枚めくっていただいて、171ページをご覧ください。

眺望点の状況が示されております。各地点の名称は省きますが、海岸からの眺望点が多く存在している状況です。

続いて、飛びまして、338ページをご覧ください。

第4章に入りまして、計画段階配慮事項の選定結果になります。

本配慮書では、騒音及び超低周波音、動物、海域に生育する植物、景観の4項目を選定しております。

騒音及び超低周波音ですが、感じ方に個人差があり、一般的に懸念されていることを理由に選定されております。

生態系及び人と自然との触れ合いの場が選定されていない理由ですが、生態系については、海域の生態系は、種の多様性や環境要素が複雑に関与し、未解明の部分が多いため選定しないが、陸域については、上空飛行により影響を及ぼす可能性があるため、専門家等の意見を踏まえながら、方法書以降に検討することです。

人と自然との触れ合いの場については、釣りやマリンレジャーなどがある程度存在するが、まずは、今後、利用状況を踏まえてから検討することです。

次に、各項目の調査と予測の結果です。

まず、361ページをご覧ください。

騒音及び低周波音についてです。

配慮が特に必要な施設及び住宅等への最短距離は、約9.2キロメートルとのことです。

続きまして、陸域の動物についてです。

371ページ、372ページをご覧ください。

陸域において、直接改変はありませんが、空域を利用するコウモリ類及び鳥類において調査し、渡りや生活行動範囲として海域を利用する種において影響を及ぼす可能性があるとしております。

また、道北で繁殖するウトウの採餌エリアに該当することから、生息環境に変化が生じる可能性があるとしております。

次に、海域の動物についてです。

383ページをご覧ください。

重要な種について、海生哺乳類及び魚等の遊泳動物の一部に影響が生じる可能性があるとしております。また、重要度の高い海域として、沿岸域、石狩湾を改変することから、生息地の変化が生じる可能性があるとしております。

次に、391ページをご覧ください。

海域の植物に関する予測結果についてです。

風車の基礎部周辺に改変が限られることから、生育環境への影響が及ぶ範囲はごく一部であるが、直接改変を伴うことから、海域の注目すべき生育地に変化が生じる可能性があるとしております。

続きまして、405ページをご覧ください。

この表は、主要な眺望点からの風力発電機の見えの大きさを示しております。

風車の見え方は、垂直見込み角で0.7度から4.7度となっており、眺望景観への影響が予測されるとのことです。

最後に、それぞれの項目における評価結果ですが、関連質疑において、とじ込みの資料1-2の別添資料4として、図書の修正を提出していただいております。

該当部分は、資料1-2の12ページから16ページです。

また、各要素における説明は省かせていただきますが、どの要素についても、今後の現地調査を踏まえ、環境保全措置を検討することにより、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いとし、表の各項目の右側の事項に留意しながら、方法書以降の手続きを行っていくとのことでした。

かいつまんででしたが、図書の説明については以上とさせていただきます。

続きまして、1次質問とその回答についてです。

資料1-1をご覧ください。

図書で触れた内容も多いので、4ページの第4章の質問番号4-1をご覧ください。

ここでは、①で流向、流速について、②で水中音について、国の報告書では、評価項目に選定することが考えられるとされており、本配慮書でも選定すべきではないかと指摘しました。これに対して、事業者からは、配置が確定していない段階では予測、評価が難しいため、事業計画の熟度が増す方法書以降で選定を検討するとのことでした。

水中音につきましては、一つ下の質問番号4-2においても、専門家ヒアリングによって、クジラなどの鯨類への影響が懸念されるため、選定すべきではないかとお聞きしましたが、やはり、配置が確定していないことに加え、測定方法や影響評価に関する手法について確立したものがないことも選定しない理由として挙げられました。

その二つ下の質問番号4-4において、水域の生態系について、間接的な影響も見込まれるため、予測、評価を行うべきではないですかと指摘しました。これに対して、事業者からは、計画の熟度が低く、誤った予測になるおそれがあるため、方法書以降で検討するとのことでした。

今まで述べました流向、流速、水中音、海域の生態系の項目については、今後、選定を検討するに当たり、先行事例や最新知見を参照し、情報収集に努めるとのことです。

次に、7ページをご覧ください。

質問番号4-26になります。

魚への影響が積み重なり、それらを餌資源にするクジラ類への影響が考えられるため、なるべく長期間のモニタリング調査が望まれるとの専門家の意見に対する見解を伺いました。これに対して、事業者からは、餌資源となる魚類は、ニシンやホッケなど漁業対象種と重なる種も多いことから、漁業への影響の観点からも、長期的なモニタリング調査の必要性を認識した上で、助言を得ながら適切に実施していく必要があるとのことでした。

続きまして、1ページめくっていただき、8ページをご覧ください。

質問番号4-35から質問番号38は景観について質問しております。

風力発電機の種類を統一することで、雑然さや乱立感を低減したり、眺望点によっては、風車が両側に見え、背景を見通せる配置の検討を想定している、風車の配置については、フォトモンタージュ法を用いて作成し、灰白色を基本としつつも、国内外の事例を参考に、海や空といった背景との調和を考慮したグラデーションによる色彩なども検討していくとのこと。

1次質問と回答については以上とさせていただきます。

○**山下会長** それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○**河野委員** 図書の338ページの配慮事項の選定についてです。

前回の同じような石狩湾洋上風力発電でも質問にあったと思うのですが、動物と植物と生態系と三つに分かれていますよね。

生態系というのは、物理的、科学的な環境とそれによって囲まれる生物群という定義があると思いますが、この環境影響評価において、動物、植物、生態系と分けていることについてはどう考えればいいのでしょうか。前回も疑問には思ったのですが、いずれにしても、動物と植物には影響が現れるはずなのに、生態系だけ分けているところをどう考えればいいのか、教えてください。

○**事務局（武田課長補佐）** 通常はこのように分けていますといいますか、国で定めている発電所アセスのための省令がございまして、それでこういう項目において評価しなさいというものを整理し、表にしたものです。動物、植物、生態系という評価を別に行っている結果、このように便宜的に分けております。

○**河野委員** これまでの陸上風力発電の場合でもこういうふうに項目を分けていましたか。

○**事務局（武田課長補佐）** 陸上も一緒です。

○**河野委員** 例えば、これで生態系ということで選定された例はありましたか。

○**事務局（武田課長補佐）** 陸上では、通常、配慮書の段階から生態系を選定しているのですが、洋上では、評価項目に生態系を加えるのが難しいという考え方もありまして、この事業者は、配慮書段階では生態系を評価項目に選んでいません。

それについては、先ほど触れた質問番号4-4で考え方を聞いておりまして、生態系の評価もすることが必要ではないかという指摘に対し、事業者からは、方法書以降で検討したいという回答をいただいています。

○**河野委員** 具体的に聞きたいのは、例えば、生態系はやらないよと言っているのですけれども、植物と動物はやることに丸がついているわけなので、動物、植物が選ばれているのでいいのだということなのか、それとも、動物、植物に影響が与えられないとしても、生態系に何か顕著な影響が現れるということが言えるということなのか、どうでしょうか。

○**事務局（武田課長補佐）** 陸上風力発電の案件では、その地域の生態系を代表する種や特異的な種を選んで、例えば、改変の程度によって植生がこう変わるので、生態系にこのような影響が出るというような評価をしているところです。

○**河野委員** 例えば、動植物の個々の種の数には影響を与えなかったとしても、その比率

や食う食われるの関係が変わってくるということについて見ようという話なのですね。

○事務局（武田課長補佐） そういうことです。動植物では、一般的に重要な種と言われている希少種に着目して影響を調べるわけですが、生態系では、希少種だけでなく、その地域を代表する一般の種にどう影響を及ぼすかというのも判断の指標になります。

○河野委員 分かりました。ありがとうございます。

○山下会長 ほかにございませんか。

○吉中委員 今のご質問と関連するのですが、今ご説明のあった1次質問の質問番号4-3と質問番号4-4に書かれていることがまさに重要なことではないかなと思っております。

例えば、質問番号4-3の質問事項の中ほどに、施設の存在による微細な潮流の変化や底質の変化によって、生息域の変化や種構成の変化など、野生生物や漁業資源に広範囲にわたる影響が生じるおそれがあるとありますが、こういうところをもう少し慎重に評価していく必要があるのではないかと思います。

○事務局（武田課長補佐） これは、引き続き今後の方法書以降で具体的に指摘していきたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○澁谷委員 私は素人で、ほとんど知識はありませんが、海の中に工作物を造ると、砂の流れや海流、また、浸食される場所も変わってしまうというのはよくあることだと思います。

それで、こういう少し離れた場所に多数の風車が建つ場合、どういう現象が起こるのかは全く分かりませんし、次回以降に考えて対応するという答えが来ているようですが、こういう事業に関しては、流速や流向の変化が非常に重要なと思いますので、できればシミュレーションなりをしていただいて、高い精度で予測をするように努力してもらいたいなと思います。

国内にこういう大規模洋上風力はまだないのですかね。ただ、外国にはもうあるはずなので、そういうところもぜひ参考しながら対応いただければと思います。

○事務局（武田課長補佐） ご指摘をありがとうございます。

道内ではまだ配慮書段階ですが、本州ではもっと先の段階まで進んでいるところがありますし、海外では、委員のご指摘のように、事例もありますので、そういうものも参考に予測、評価を行うように事業者を指導していきたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○河野委員 今のことに関してですが、もう一つのほうの洋上風力について、メールで質問をしたことがあります。多分、流れを変えることによって洗掘が起きた場合、影響が一番受けるのは、生態系もそうですが、自ら建っている工作物、建設物です。これは、事前に調べるはずなので、そういったデータがフィードバックされてくるのかも含めて聞いてほしいなと思います。

○事務局（武田課長補佐） 分かりました。

今は配慮書なので、配置や構造など、細かいことは決まっていますが、ご指摘のあったことは、当然、事業者もシミュレーションしていくと思いますので、次の段階では、そのシミュレーションに基づき、生態系にどう影響するのかという視点で確認していきたい

と思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 前回の繰り返しになりますが、29ページに他事業との関係がいろいろあります。ここは促進区域ではないので、事業間の調整がなく、このまま促進区域にならなかつたら、事業番号9、11、14、そして、今回の事業を合わせて約500基の風車が同時に建ってしまうという方向で動いていきます。

さらに、先ほどの竹花課長の話からすると、この後にもう1件あるので、それ以上のものが建つ計画になっているという理解でいいのですよね。

○事務局（武田課長補佐） 促進区域が指定されていないので、実は、まだ調整のルールができていないところです。

これは法律に明記されていないのですが、促進区域を規定している海域利用促進法の考えでは、一般海域の占有許可は、行政的な指導として、促進区域を前提にするということになっているので、促進区域の指定がないままに各事業者が風車を乱立させることは、基本的にはないと考えています。一般海域の場合は、あくまでも促進区域の指定を前提に、その制度の中で事業者が選ばれるという考えでいいかなと思います。

○玉田委員 促進区域の審議の状況はまだ前回と変わっていないという理解でいいですか。

○事務局（武田課長補佐） そのとおりです。毎年12月頃に国から照会が来るという情報はあります。

前回については、候補地の情報として、岩宇・南後志地区と檜山地方沿岸を国に報告しているところです。

○山下会長 ほかにございませんか。

○白木委員 勉強不足で申し訳ないのですが、質問番号4-38の眺望景観の変化の程度についてです。

風車のタービンの色に関しては、例えば、海のアセスの手引などにここに書かれている周りとの調和しやすいような灰白色が望ましいということが書かれているのでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 規則や省令のレベルではないのですが、通知等の中に時々こういう考えが出てきています。

○白木委員 例えば、鳥類のことを考えると、タービンに色や模様をつけるというのは今までも言われてきています。いろいろと疑問点もありましたが、つい最近、やや効果もあるのかなと考えられるような論文が出ましたものの、それも確実ではありません。

例えば、そういったことがあった場合に、環境保全措置であっても、景観に対する配慮と鳥類に対する配慮の中であつれきが生じてしまうことが考えられます。

それは回答がすごく難しくなりますし、事業者にどう考えますかと聞くのもどうかと思いますが、ここで説明しているように、関係者の方にこういった色にしますという説明をした場合、そこに鳥の問題が生じて、鳥にとってはこのほうがいいということが今後あり得るわけですね。

どういった質問にしているのかは分かりませんが、そういう場合の対応はどのように考えられるか、また、今の時点でそういったことがあり得るのではないかという可能性については質問に入りたいなと思うのですが、いかがですか。

○事務局（武田課長補佐） 実は、会議の直前に、白木委員から今の指摘の根拠となる論文を送っていただいたのですが、皆さんに配付する時間がなかったので、次回、ぜひ紹介をお願いします。

似たような事例としては、以前、ほかの事業でバードストライクへの対応を事業者に質問した際に風車の先端に色を塗ることも可能性としてはあり得るという回答を得まして、続けての質問として、そういうものを考えるのなら、準備書段階で風車を彩色した状態での景観シミュレーションも必要ではないかという質問をしました。結局、バードストライクが生じた際、対策として必要であれば検討するというので、シミュレーションをせずに終わってしまった例があります。

確かにご指摘のような問題はありますので、事業者に対し、バードストライクの対策と併せ、どのような最適解を考えるか、あるいは、考えられる彩色のパターンを示した上で景観的な影響を予測、評価するという対応になっていくでしょうか。

○白木委員 それでよいと思います。よろしくお願いします。

○山下会長 ほかにございませんか。

○河野委員 資料1-2の別添資料の14ページと15ページは、1次質問か何かを受けて訂正されたのだと思うのですが、その動物の重要な種のところに、「影響が及ぶ範囲は海域のごく一部と考えることにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する。」とあるだけでなく、その下や右側の植物のところにも同じことが書かれています。これは、分かっているのなら最初から評価する必要がない気がするのですが、これを書いた根拠について質問をお願いしたいです。

具体的には、そのごく一部というのはどのぐらいの広さや程度なのか、もしくは、どのような種であるのかというのが分かっているのかということですね。それを定量的に教えてほしいという質問を書いて送ってほしいと思います。

○事務局（秋山技師） それぞれ影響が少ないとした根拠は次の質問で聞こうと思います。

ただ、これについては、毎回、間接的な影響によって改変が少しだとしても影響は大きく及ぶのではないですかと質問するのですが、配慮書段階では、事業者より、直接的な改変工事をするに当たって、例えば、基礎部でいうと、海域が広がる中、基礎部だけということで直接的な改変の影響が少ないという考え方が示されまして、間接的な影響についてはあまり考慮されたことがないといえますか……。

○事務局（武田課長補佐） 今の河野委員の質問についてですが、質問番号4-28を見ていただけますか。

これは潮流や水中音に対する質問で、動物について、ごく一部であっても広範囲の影響が考えられるのではないかと質問しており、事業者からは、質問番号4-18になりますが、あくまでも配慮書時点での評価という回答をいただいております。

そこで、先ほど河野委員から指摘がありました生態系のことと併せ、実際には、風車の配置等が決まってくる中で、改変区域のピンポイントではなく、その範囲の広がりにおいてどのような影響を及ぼすのかという趣旨で質問したいと思いますし、2次質問においても、委員からの質問を踏まえ、そのような視点で評価するべきではないかということを含めて質問していきたいと思います。

○河野委員 分かりました。

でも、これでは横線を引いたところを除いて読むと絶対やれるのだというようにしか読めないですね。

○事務局（武田課長補佐）そこは、配慮書時点でここまで言うには科学的根拠が十分ではないのではないかと質問し、事業者もそのような意図ではありませんということで、書きぶりを直しているところです。

○河野委員 分かりました。

○山下会長 今のことについて1点確認です。

そうしますと、間接的な影響について予測、評価するというのはどの辺りなのですか。方法書ですか、準備書ですか。

○事務局（武田課長補佐）予測、評価を実際に行うのは準備書段階になりますが、方法書では、どのような調査を行うかというのを明らかにするので、皆様には、実際に改変を行うエリアだけでなく、その事業の範囲全体において、生態系や動物、植物への影響をどのように調査していくのかという段階から見ていただくことになろうかと思えます。

○山下会長 事業者からは、この段階ではできません、後でしますという回答が多く、どうしても予測、評価を後ろ倒しにしようとする傾向がありますので、言い逃れさせないよう、どの段階でやってくださいというふうにごどこかで釘を刺しておかないと最終的に逃げられてしまうと思えます。

ほかにいかがですか。

○玉田委員 先ほど白木委員が指摘していた景観の部分についてです。

景観だけに配慮するのだったら目立たない色がいいのだろうけれども、バードストライク、あるいは、バットストライクを念頭に置くと、目立たない色にするとぶつかってしまうというのが今までずっと陸上で言われてきた話です。

海上の場合は、海鳥の情報がないので、これからどういうものがどういうふうにあぶつかるといえるのかというのは、まだ予測もできないし、どう配慮すればいいかというのでも分かりません。

ただ、この回答だけを見ていると、海鳥に関しての知識もないし、配慮についてもまだまだ足りないのかなと思えます。また、この図書を見ても、魚と哺乳類に関しては専門家にヒアリングをしているけれども、海鳥に関してはまだ全然ヒアリングできていないという状況です。

まだ配慮書の段階ですが、それぞれヒアリングをして、どんな調査を組んでいくか、どんな結果が得られるかというのは、少なくとも次の方法書の段階で出てこないという評価できないし、そのときには、当然、景観の問題として、今言った目立たない色がいいのか、目立つ色がいいのかという問題も検討していかないといけないと思えます。

また、Q&Aの中でも、4ページの4-3で鳥類のことは少し頭出ししていただいています。また、まだこれからだというような回答です。ここで鳥に関してアドバイスできることは少ないですが、全体的に、鳥に関してもうちょっと配慮していかなければいけないという事業者の意識がまだ弱いのかなと感じるので、その辺を何らかの形で指摘していかなければいけないのかなと感じています。

○事務局（武田課長補佐）どのような調査や配慮を行っていくかということをもっと掘り下げて、ここで事業者に明らかにしてもらおうという持っていき方がよろしいでしょうか。

○玉田委員 そうですね。質問というより意見になってしまうかもしれませんが、

例えば、最後の質問番号4-38では、グラデーションによる彩色も検討しておりますという答えをもらっていますが、これが果たして海鳥にとっていいのかということも含めて検討してください、次の方法書の段階で反映してほしいということを少し盛り込んでいただきたいと思います。

我々からすると、事業者の意識がまだ低いのではないかなと感じるので、知事意見としてではなく、Q&Aの中で意識を高めていてもらいたいという気持ちです。

○事務局(秋山技師) 恐らく、どのように考えますかという聞き方を通して意識してもらうことしかできないと思いますが、いただいた意見はもっともだだと思いますので、そのようにしたいと思います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○三谷委員 確認ですが、石狩湾では同じ海域であと二つぐらい洋上風力が出ていますよね。

○事務局(武田課長補佐) そうです。

○三谷委員 それぞれ重要種として選定している種が違うのですが、これはその事業者がこう思うからこれにするみたいな感じなのですか。例えば、この事業者は、アゴヒゲアザラシを重要種として選定していますが、有識者も言っているように、ここでアゴヒゲアザラシはほとんど見られていないですし、資料を見ても1980年代のストランディングのものしかありません。

また、その調査をするというところにどんなリンクがあるのかというのもよく分かりません。この重要種として選定するというのは、もともと陸生のものを調べるときにそうしているのですか。この種だけをここで選定してモニタリングするというのは、海生哺乳類の場合だと、あまり合わない気がするのですが、モニタリングするのであれば、全ての海生哺乳類をちゃんと見なければいけない気がします、どうなのでしょう。

○事務局(武田課長補佐) 海生哺乳類の場合の重要種の選び方ということかと思いますが、重要な種の選び方は、陸上の事業でも洋上の事業でも同じで、文献等でリストアップされたその地域に存在する情報がある生物種の中から、レッドリストやほかの法令で希少なものとして選ばれたものを重要種として取り上げています。

ただ、同じ文献を拾い上げていけば、どこの事業者でも同じ結果になり得るのですが、拾い上げた文献が違うことによって差が出てくることもあります。このような場合は、こういう文献があるので、このような種の存在が指摘されていますということを指摘することもできますし、次の段階で具体的な調査対象やモニタリング対象を選ぶときに、この地域ではこういうものの存在がある可能性があるのでは、対象とすべきだということを指摘していくことも可能かと思います。

ですから、委員がご覧になって、この文献が抜けているということがあれば指摘していただき、修正をしていただく、あるいは、方法書にそれを反映していただくということは今の段階でも可能ですので、情報があれば、指摘をお願いいたします。

○三谷委員 アザラシからアゴヒゲアザラシだけを取っていますが、専門家も言うように、この地域でよく見られるのはゴマフアザラシなので、ゴマフアザラシのほうが適していると思います。

また、方法書以降で調査を行うことになると思いますが、先ほどの話だと、最終的には

同じところに複数の業者が入るわけではなく、選定されるという話ですよ。

○事務局（武田課長補佐）　そうです。

○三谷委員　そうすると、このモニタリング調査をするのも、その選定の後ということでしょうか。

○事務局（武田課長補佐）　そのようになります。促進区域における事業者を選定する制度とアセスメントの制度がばらばらになってしまっているのが分かりづらいのですが、実際には、そこで実施する事業者が最終的にアセスメント手続を最後まで行って、事後調査の計画なども明らかにすることになるかと思えます。

○三谷委員　その選定項目の中に、どうやってモニタリングや事後調査をする予定なのかということも入ってくるのですか。それとも、それはあまり入ってこないのですか。

○事務局（武田課長補佐）　事業者の選定については、実を申しますと、環境アセスメントそのものが反映されるわけではありません。その事業者の選定と環境アセスメントの中で、今後、事業者がどのようなことをやっていくかという計画を明らかにするのは別工程だと考え、環境影響についてはアセスメント制度の中で指摘していくことになろうかと思えます。

○三谷委員　どれぐらい真剣に事後調査や長期的なモニタリングをやるのかというのはとても重要ですので、本来ならば、それらをどこまでやるかということも考えられるといいかなと思います。

また、モニタリングの方法について具体的にはよく分からないと書いてありますが、多分、環境省のほうで洋上風力に適した場所を選定する事前調査が一斉にあったと思うので、そのときに用いられた手法のことなども本当は書いてもらえればよかったなと思っています。

○事務局（武田課長補佐）　陸上と洋上とでは、また違う事後調査の仕方なども考えられまして、例えば、影響がより見えづらい、長期にわたる調査が必要だということも想定されますので、そのような指摘をしていただけたら、知事意見などにも反映できるかと思えます。

○山下会長　ほかにご意見はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長　それでは、議事（２）に移ります。

本日１回目の審議となります（仮称）島牧ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要等の説明及び主な１次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○事務局（小林主事）　まず、事業概要の説明に使用する資料としましては、配慮書の図書、資料２－１、資料２－２となります。

本配慮書につきましては、７月３０日付で受理し、本審議会に７月３０日付で諮問させていただいております。

なお、知事意見は事業者から１０月１６日までを期限と求められております。

縦覧期間は７月３０日から９月７日までで、一般意見の募集も９月７日までとなっております。

まず、図書を用いて、配慮書の内容についてご説明いたします。

表紙にありますとおり、事業者は、東京都のコスモエコパワー株式会社です。

次に、3ページをご覧ください。

真ん中の辺りの2. 2. 3にありますように、事業規模は、総出力が最大12万1,000キロワット、単機出力4,300キロワットから5,500キロワットの発電機が最大22基の設置計画となります。

続きまして、4ページをご覧ください。

事業実施想定区域につきましては、図中の赤色の枠で囲まれた島牧村、寿都町、黒松内町にまたがる区域となります。

環境影響を受ける町村は、同様に、島牧村、寿都町、黒松内町となっております。

21ページ及び22ページをご覧ください。

風力発電機の構造についてですが、ローター直径は130メートルから158メートル、全高は159メートルから204.4メートルとなっております。

30ページをご覧ください。

風車の大型資材及び機材については、岩内港から国道229号線を通り、道道9号線または道道523号線を通して輸送する計画です。

次に、31ページ及び32ページをご覧ください。

周辺における風力発電事業につきましては、事業実施想定区域内に既設の島牧ウィンドファームのほか、同じく事業実施想定区域内に計画中の事業として（仮称）月越原野風力発電事業計画、（仮称）北海道（道南地区）ウィンドファーム島牧があり、そのほか、寿都湾に面した地域にも既設及び計画中の風力発電事業が存在しています。

続きまして、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

まず、動物についてです。

61ページをご覧ください。

こちらの図3. 1. 5-2は、環境省のEADASのセンシティブティマップを示しております。事業実施想定区域は、注意喚起レベルでは情報なしとなっておりますが、隣接するメッシュでは、重要種であるオジロワシ、クマタカ、オオワシの分布情報により注意喚起レベルBとなっており、さらに、その北側のメッシュについては、チュウヒの分布情報によりA3となっております。

次に、植物についてです。

78ページをご覧ください。

図3. 1. 26は、現存植生図における事業実施想定区域内の植生ですが、主にチシマザサープナ群団やササ草原、落葉針葉樹植林などが分布しています。

次に、重要な自然環境のまとまりの場についてご説明いたします。

101ページをご覧ください。

重要な群落として、事業実施想定区域内には、植生自然度9のチシマザサープナ群団及び保安林が、事業実施想定区域の周辺には、植生自然度10の自然草原などが分布しています。

次に、主要な景観資源についてです。

105ページをご覧ください。

事業実施想定区域及びその周囲には、先ほどお話ししました既設の島牧ウィンドファームのほか、寿都段丘、弁慶岬海岸などが分布しております。

次に、主要な眺望点についてです。

107ページをご覧ください。

事業実施想定区域の周囲にある歌島高原や寿都神社、追分記念碑などを選定しております。

続きまして、122ページをご覧ください。

事業実施想定区域内には、農業地域、森林地域のほか、地域森林計画対象民有林が分布しております。

次に、132ページ及び133ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設と住宅の配置を示しております。

風車の設置可能性のある区域から最寄りの場所として、約1.9キロメートルのところ
に住宅があり、2.5キロメートルのところに中学校が位置しております。

次に、202ページをご覧ください。

こちらは計画段階での配慮事項の選定を行っておりますが、工事の実施による影響については、現時点では工事計画が未定であるため、工事による影響の把握が困難であることから、土地または工作物の存在及び供用の項目についてのみ選定しています。

203ページをご覧ください。

こちらのページでは、それぞれ選定した項目の調査、予測及び評価の手法について、環境要素の区分ごとにまとめてあります。

次に、262ページ及び263ページをご覧ください。

こちらには、総合的な評価として評価結果のまとめがございます。

環境要素の騒音及び超低周波音については、配慮が特に必要な施設等から1キロメートルの範囲内には風車を設置しないこととしているため、動物と植物については、既存の農道、林道を利用し、土地の改変面積、樹木の伐採範囲が最小となるため、景観については、事業実施想定区域の絞り込みによって、重要な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、低減されていると評価しています。

また、今後、方法書以降の手續について留意する事項が表の右側にまとめられておりまして、それらを検討することにより、さらに影響の回避または低減を図るよう事業計画を検討するとされています。

続きまして、事務局から配慮書について1次質問を行い、回答をいただいておりますので、資料2-1を用いまして、特に重要だと思われる幾つかの質問をご紹介します。

それでは、資料2-1の2ページをご覧ください。

質問番号2-9及び質問番号2-10です。

図書の該当ページは、31ページ及び32ページです。

こちらでは、既存風車と計画中の風力発電事業との累積的影響の考慮、また、協議状況について質問しています。これに対して、事業者からは、既設の島牧ウィンドファームはリプレースの予定であること、また、協議については、道南エリアにおける系統連系の状況が未確定であるため、協議も行っていないこと、また、累積的影響の考慮は、本事業の評価書作成段階までに他社事業の工事計画届の提出が確認された場合には検討するが、当

該地域で複数事業が並行して実施することは考えにくいと、現時点では累積的影響を考慮する予定はないとのことです。

続きまして、4ページをご覧ください。

質問番号4-9です。

図書の該当ページは、219ページとなります。

こちらは専門家等へのヒアリング結果についての質問です。

コウモリ類の生息種数が多いと、十分な調査が必要である旨の指摘がありますが、それにもかかわらず、バットストライクへの影響やコウモリ類の生息状況の把握について触れられていないことについて質問しています。これに対して、事業者からは、コウモリ類については、重要な種が抽出されていないため、予測、評価としていないとしています。方法書以降については、適宜、コウモリ類の専門家から助言をいただきながら生息・飛翔状況を把握し、適切に予測、評価を行うとのことです。

続きまして、5ページをご覧ください。

質問番号4-12です。

図書の該当ページは、225ページとなります。

こちらは、バードストライクの影響についてです。

評価結果について、バードストライクへの影響についての評価になっていないのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、配慮書時点ではセンシティブマップの注意喚起メッシュに該当しないこと、また、主な渡りのルートになっていないこと、それから、注目すべき生息地などが周辺に存在しないことから、バードストライクによる重要な影響は回避されていると評価しているとのことです。

最後に、同じページの質問番号4-20です。

図書の該当ページは、242ページ及び248ページとなります。

植生につきまして、植生自然度9のチシマザサ-ブナ群団が事業実施想定区域の中である程度の面積を占めておられて、この区域を避けて風車を設置することは難しいのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、専門家ヒアリングにより、ブナの天然林が残るのは局所的であると想定され、今後の現地調査により変更区域から除外することで、風力発電機の設置は可能であるとのことです。

本事業の1次質問及び事業者回答に関する説明は以上です。

なお、今後の予定についてですが、2次質問につきましては、委員の皆様には後ほどメールにて依頼させていただきたいと考えております。期限が大変短く、申し訳ありませんが、9月4日金曜日までにご質問やご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○白木委員 事業予定地内に既設の風車がありますが、そこでは事後調査が行われてきていないのですか。

○事務局（小林主事） 図書の31ページになりますが、既存の島牧ウィンドファームについては、運転開始が2000年6月で、出力も4,500キロワットということで、ア

セス対象の風力発電機ではないということもありまして、事後調査を行っていないものと想定されています。

○白木委員 そういうことから、バードストライクやバットストライクの結果がないのですね。

ここでは、コウモリ類は貴重な種がないとか、鳥についても重要な渡りルートから外れているということで、あまり配慮しないような意向が示されていると思うのですが、専門家からは、例えば、鳥であれば、ハチクマやクマガラ、また、コウモリ類については、有識者からもちやんと調査をするようにということですし、実際に既存の風車があるので、バットストライクやバードストライクの状況調査をここに含めるのは非常にいいことだと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） 同じ事業者でしたら、当然、調査を行って、それに基づいた予測、評価を行ってくださいと言えるのですが、事業者が違いますし、アセス制度以前の事業のことなので、我々からそれ以上のことを言うのは難しいです。

ただ、事業者に対して、可能だったら情報収集を図り、それも予測、評価に反映してくださいという質問はできるかと思います。

○白木委員 可能であればということですね。ただ、この場所でアセスをやるわけですよ。

○事務局（武田課長補佐） はい。

○白木委員 候補地の中に風車が既にあるということは、それこそ何か影響があるかどうかというのがダイレクトに分かるので、もう少し積極的な言い方ができればいいなと思います。

○事務局（武田課長補佐） 他事業のものであれ、そこでの影響は予測、評価の対象として有用であることから、それは取り込むべきであると。

○白木委員 はい。

○事務局（武田課長補佐） それでは、そのような質問をしたいと思います。

○白木委員 よろしくお願いたします。

○山下会長 ほかにございませんか。

○笠井委員 少し気になっているのですが、例えば、182ページに土砂災害警戒区域云々というのをつけてらっしゃいます。これは保全対象がないところはないので、この事業が行われる場所には関係ないと思うのですが、この地形から見ると、もしかしたらこの辺は地滑り地形が結構ある場所のように思えます。

それで、今まで工事をしていて何もなかったらそれでいいと思うのですが、例えば、もし地滑りが潜んでいるところにそういうものを造ってしまうと、土地自体が動く可能性が高いと思われます。ただ、図書の中にそういう視点が入っていなかったのも、そもそも論にはなりますが、その辺はチェックされたほうがよいのかなと思いました。

○事務局（小林主事） 今いただいたご意見については、1次質問でも聞いていなかったもので、事業者に質問しようと思います。

また、我々もまだ現地を見ていないので、そういうところがどの辺にあるかというのはまだ把握していないのですが、しっかり確認して、事業者に質問していきます。

○山下会長 ほかにございませんか。

押田委員、お願いします。

○**押田委員** コウモリについていろいろとご質問をさせていただいているようで、ありがとうございます。

道南では、上ノ国でコヤマコウモリという固有種が風車に当たって5個体ぐらい続けて死んでいるというようなこと……。

○**事務局（武田課長補佐）** 押田委員、道南のほうでは、コヤマコウモリのバットストライクが確認されているという辺りで音声途切れてしまっているのもう一回お願いできますか。

○**押田委員** ネットが不安定なのですが、固有種のコヤマコウモリに配慮していただくような調査を配慮書の中に入れるような形でお願いできるかと思えます。

○**事務局（武田課長補佐）** 了解しました。そのように質問を加えていきます。

○**山下会長** ほかにご意見はありませんでしょうか。

○**玉田委員** 今、押田委員からありましたコヤマコウモリについてですが、図書の262ページの総合的評価の方法書以降のところ、動物の表のマトリックスの右下の現地調査による動物の生息状況、鳥類等の飛翔状況を把握し、動物への影響の程度を適切に把握した上でということが書かれているので、この中でコウモリのことも考慮しているのですねという念押しでいいのではないかなと思っています。

また、鳥のほうも、鳥類の飛翔云々と書いてあるので、この辺を少し膨らませて、もうちょっと掘り下げて質問してもらえれば、押田委員の意図しているところが酌み取れるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○**事務局（小林主事）** この図書に関しては、コウモリ類の情報が少ないようなところもありますので、先月議論した松前のときと同様に、コヤマコウモリについて掘り下げて質問していけたらと思います。

○**玉田委員** コウモリに関しては、特に、風車のいわゆる回転域の調査がちゃんとできるのかなというのが気になっているので、調査は次の方法書が出てからだと思いますが、そういうことも含めて意識づけするような質問をしてください。

○**事務局（小林主事）** 分かりました。

○**山下会長** ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○**山下会長** そうしましたら、時間が立っていますが、次が終わってから休憩を入れたいと思います。

議事（3）に移ります。

本日1回目の審議となる（仮称）石狩群当別町西当別風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いします。

○**事務局（橋場係長）** 本配慮書は、事業者である合同会社石狩郡当別町西当別陸上発電所から送付がありまして、8月4日付で受理し、本審議会には、8月5日付で諮問させていただいております。

縦覧期間は8月5日から9月7日までの1か月間、石狩市役所や当別町役場などで縦覧

されているとともに、事業者のウェブページで公表されています。

また、一般意見も縦覧期間と同じ期間で募集しております。

なお、知事意見は、事業者から10月23日を期限として求められております。

本配慮書につきましては初めての審議となりますので、今回は図書により配慮書の概要をご説明いたします。

それでは、初めに、図書の4ページをご覧ください。

事業名は(仮称)石狩群当別町西当別風力発電事業で、風力発電所出力は最大5万4000キロワット、単機出力4,200キロワット級の風力発電機を最大で12基設置する計画です。

事業実施想定区域は、5ページにあるように、赤色の実線で囲まれている風力発電機の設置を検討する範囲950ヘクタールと、赤点線で囲まれている風力発電機の設置は行わないが工事用道路の新設または既設道路拡幅の計画の可能性のある範囲430ヘクタールを合わせた1,380ヘクタールとしています。

次に、30ページをご覧ください。

風力発電機の輸送ルート案については、石狩湾新港から事業実施想定区域に至る既存道路を活用し、風力発電機を輸送する計画としていますが、今後の検討結果によっては、輸送計画を変更する可能性があるとしています。

次に、隣の31ページの2は、関係自治体についてです。

本事業により環境影響が想定される地域は、当別町と石狩市としています。

次に、32ページをご覧ください。

事業実施想定区域周辺における他事業についてですが、既設の厚田風力発電所や準備書手続きが終了した八の沢風力発電事業のほか、配慮書手続きが終了した石狩市厚田区聚富望来風力発電事業などが計画されています。

続きまして、事業実施想定区域及びその周囲の概況についてご説明いたします。

初めに、動物についてですが、80ページをご覧ください。

環境省のEADASのセンシティブティマップによると、事業実施想定区域は、重要種であるオジロワシやチュウヒなどが生息していることから、注意喚起レベルA3及び注意喚起レベルBとなっております。

次に、82ページをご覧ください。

事業実施想定区域の東側にノスリ、南側にウミワシ類の渡りの経路がみられます。

次に、植物についてです。

108ページをご覧ください。

現存植生図についてですが、事業実施想定区域は、落葉広葉樹の二次林であるシラカンバーミズナラ群落が広く分布し、トドマツ植林、カラマツ植林、ササ群落等がパッチ状に分布しております。

次に、129ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場についてです。

事業実施想定区域には、植生自然度9のエゾイタヤミズナラ群落や、土砂流出防備保安林、水源涵養保安林が含まれています。

次に、132ページをご覧ください。

主要な眺望点の分布についてですが、事業実施想定区域及びその周辺の主要な眺望点として、レクサンド記念公園などが存在しているほか、主に地域住民がふだんの生活の中で目にする生活環境を代表する眺望点として、スウェーデンヒルズ地区や本町市街地区などを選定しております。

次に、162ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設及び住宅等の位置についてですが、事業実施想定区域周辺には、同区域に最も近い児童福祉施設「amaririsu」で約1.9キロメートル、最も近い住宅で0.5キロメートル離れたところに存在しています。

次に、220ページをご覧ください。

事業実施想定区域及びその周辺には、農業振興地域及び農用地区域が存在しています。

続きまして、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果についてご説明いたします。

238ページをご覧ください。

計画段階配慮事項の選定を行っておりますが、工事の実施による影響については、現時点では工事計画が未定であり、工事による影響の把握が困難であることから選定せず、土地または工作物の存在及び供用についてのみ選定しております。

240ページをご覧ください。

調査、予測及び評価の手法について、それぞれ選定した環境要素の区分ごとにまとめています。

それでは、評価結果の概要をご説明いたします。

320ページをご覧ください。

320ページから322ページにかけては、評価結果を整理した表となっております。

評価結果では、ほぼ全ての項目において、予測結果に基づき、環境影響の可能性があるとされた項目についても、方法書以降の手續において、留意する事項等により重大な環境影響を回避または低減できる可能性が高いと評価しております。

事業概要の説明については以上とさせていただきます。

それでは、お手元の資料3-1により、1次質問及び事業者回答について、主なものを抜粋してご説明いたします。

なお、資料3-2については、時間の関係で説明を割愛させていただきます。後ほどご覧いただければと思います。

質問番号1-2です。

こちらは、図書の公開についての質問です。

インターネットの公表期間が縦覧期間のみの公表とされており、印刷、ダウンロード等を行えない設定がされているため、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう印刷可能な状態にすることや、法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことにより、利便性向上に努めることの重要性について指摘しました。これに対して、事業者からは、インターネットの公表期間は、事業者のホームページでは縦覧期間となるが、その後は環境省のホームページの環境アセスメント事例縦覧期間終了後の環境影響評価図書の公開に公開予定とのこと。なお、複製が容易となるため、印刷、ダウンロードについては行えない設定としているとのこと。

2ページをご覧ください。

質問番号2-8です。

こちらは、風力発電機についての質問になります。

風力発電機は大型化が進んでいるため、実際に施工する際に、現在想定している大きさの機種が使用できない可能性があり、風力発電機が大型化すると予測、評価も異なってくるため、配慮書段階で想定される範囲で大型の機種を基準とした環境影響評価を行わなければ、景観等の影響の予測、評価が過小評価になってしまうのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、配慮書段階で想定している最大の風力発電機で予測しているので、過小評価にはなっていないとのことです。

次に、質問番号2-10です。

こちらは、関係自治体についての質問です。

関係自治体についてですが、垂直視野角1度以上で確認される可能性のある範囲に、札幌市、江別市、新篠津村を含める必要がなかったのか聞きました。これに対して、事業者からは、現時点では垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲に主要な眺望点が存在しないことから含めなかったとのことです。

3ページをご覧ください。

質問番号4-6です。

こちらは、騒音等についての質問です。

方法書以降の手続での検討事項として、配慮が特に必要な施設及び住宅等からの隔離距離に留意とありますが、住宅については、2キロメートルの範囲内にも多数存在し、全ての住宅から十分な隔離距離を取るとは難しいと思われ、どのような観点で配置を検討されているのか聞きました。これに対して、事業者からは、住宅等からの隔離距離がより大きくなるように、2キロメートルの範囲内の住宅数がより少なくなるように配置を検討する計画とのことです。

4ページをご覧ください。

質問番号4-10です。

こちらは、風車の影についての質問です。

海外の文献では、風車の影については、風力発電機のローター直径の10倍の範囲内で発生するとされているため、最大で事業実施想定区域から1.2キロメートルの範囲で風車の影が発生すると考えられ、風車の影は500メートルよりも相当程度遠くに及ぶことが明らかであることから、事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者からは、風車の影の影響時間は、風力発電機からの隔離距離が小さいほど長く、隔離距離が大きいほど短くなる傾向があり、風車の影の影響が及ぶ範囲は直径の10倍である1.2キロメートルではありますが、より重大な影響をもたらす範囲は、風力発電機からの隔離距離が小さい0.5キロメートル以下の区分であり、この区分には、配慮が特に必要な施設や住宅等は含まれていないこと、今後の手続において、より大きな隔離距離を確保することから、重大な影響は回避または低減できる可能性が高いとのことです。

次に、質問番号4-11です。

こちらは、動物についての質問です。

①としまして、今回ヒアリングを実施したのは、両生類及び爬虫類の専門家ですが、哺

乳類、鳥類、昆虫類など、他の分野の専門家へのヒアリングを実施しないのか、また、特にバードストライクやバットストライクが懸念される鳥類及びコウモリ類の専門家のヒアリングを行い、その結果も加味して予測、評価を行う必要があるのではないかということについて、事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者からは、計画段階配慮書におけるヒアリングでは、収集資料や確認種リストの妥当性の確認を主要な目的と捉えており、今回、地域に精通している専門家へのヒアリングを行えたことで、1名の方で妥当であると判断したとのことです。

5ページをご覧ください。

質問番号4-20です。

こちらは、植物についての質問です。

事業実施想定区域には、重要な植物群落が分布するため、影響を受ける可能性があるとしながらも、重要な種の生育地及び重要な植物群落の改変を極力回避する計画であることなどから、植物への重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価していますが、区域の東側に分布する植生自然度9の自然林に対する環境影響の回避、低減について、どのような考えなのかを伺いました。これに対して、事業者からは、植生自然度9の自然林の位置は過去に調査されたものであることから、現地調査により現況を詳細に把握した後自然植生度の高いエリアの位置を整理する計画としたため、検討対象エリアの設定の段階では除外していないが、植生自然度の高い植物群落が確認された場合には、風力発電機の設置は行わず、資材搬入路等による改変も極力行わない計画とのことです。

次に、質問番号4-30です。

こちらは、景観についての質問です。

生活の場からの眺望点は、いずれも市街地を選択していますが、実際には風力発電機の設置が想定される場所により近い住居が存在しており、それらの住居からはより大きな垂直見込み角で風力発電機が眺望され、大きな影響が生じるおそれがあるため、適切に予測、評価を行い、図書に記載する必要があるのではないかと伺いました。これに対して、事業者からは、景観の予測、評価は、主要な眺望景観からの予測、評価として示しており、風力発電機の最寄りの住居からの予測、評価は、風力発電機の機種や配置等が明らかとなった方法書以降の手続において、再度、適切に予測、評価を行う計画とのことです。

以上が1次質問及び事業者の回答の説明となります。

なお、本配慮書の2次質問につきましては、この後、電子メールにて委員の皆様にご依頼をさせていただきたいと思っております。ご多忙のところ、いつも短時間でのお願いとなり、大変恐縮ですが、9月4日までに質問の追加をいただきたいと思いますと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山下会長 それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○高橋委員 騒音については、配慮書の段階なので、基本的には距離で評価するしかないと思うのですが、方法書以降は、距離ではなく、あくまでもレベルや煩わしさといったものを基に評価していただければと思うのですが、大体そういうような回答になります。

この事業者の最終的な騒音の評価のところ、要は、0.5キロメートル離れていれば

回避できるというような回答になっており、1次質問で0.5キロメートルというのは何を根拠にしているのかを聞いているのですが、回答されていないので、これはしっかり回答していただきたいと思います。今までもいろんなところで0.5キロメートルと出ていますが、その根拠はないのではないかと感じています。

同じように、先ほどの島牧のほうは、アセスの省令の範囲の1キロメートルという距離で評価しているので、私は距離が全てだとは思っていませんし、先ほども意見を言っていますが、距離で評価する根拠としてはあり得るのかなと思っています。

少なくともここで0.5キロメートルというのを出してきて、今後の方法書の段階でも距離ありきの進め方をされると、非常にあつれきを生むと思っていますので、再質問をしっかりといただくことと、また、どうして0.5キロメートルになったのだというのをもし聞いているのであれば答えていただければいいのですが、もし答えられないのであれば、事業者にとりまして回答を求めていただきたいなと思います。

○事務局（橋場係長） 今、委員がおっしゃられたご意見につきましては、0.5キロメートルの根拠も含めて、2次質問で事業者に聞きたいと思います。

○高橋委員 最初にこれを見たときに事務局も気づいて質問したのだと思ったのですが、全くとんちんかんな回答になっているのですね。こちらについては受けたときに何らかの確認はなかったのですか。

○事務局（橋場係長） 0.5キロメートルから2キロメートルの範囲には住宅もたくさん存在していますので、1次質問では十分な回答が得られなかったことも含め、その根拠について2次質問でしっかり聞いていきたいと思っています。

○山下会長 ほかにご質問やご意見はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 9月4日まで質問を受け付けるということですので、それまでに事務局に提出していただければよろしいかと思います。

それでは、議事（3）まで終わりましたので、10分間休憩します。

3時20分から再開いたします。

[休 憩]

○山下会長 それでは、再開します。

議事（4）に移ります。

本日2回目の審議となる（仮称）松前2期風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いします。

○事務局（小林主事） 本日で2度目となりますが、よろしくをお願いします。

今回使用します資料は、配慮書の図書、資料4-1から資料4-4までになります。

まず、資料4-1を用いて、2次質問とその事業者回答について説明します。

ちなみに、資料4-2については、事業者の回答の別添資料になります。配慮書の4章の評価結果の記載を修正した部分も結構多く記されていますが、時間の都合上、詳細な説

明は省略させていただきます。

それでは、資料4-1の3ページをご覧ください。

質問番号2-17になります。

2次質問で、既設風力発電所のうち、少なくともリエネ松前風力発電所の分については、同じく東急不動産株式会社の事業であることから、この事業を含めた累積的影響に関する予測ができたのではないかと質問をしました。これに対して、事業者からは、動物と植物の分野については、リエネ松前風力発電事業の結果を踏まえた上での予測及び評価を行っており、今後、それらを含めて、累積的影響について適切な予測、評価を行っていくとのことです。

4ページをご覧ください。

質問番号2-18です。

こちらは、同じく他事業についての質問です。

アセス対象規模未達の小型風力発電機との累積的影響をどのように考えているかについて質問しました。これに対して、事業者からは、小型風力については情報を収集しておらず、現時点では、大きさの違いによる累積的影響はないものとするが、今後、小型風車の知見についても収集するとのことです。

8ページをご覧ください。

質問番号4-5です。

騒音及び超低周波音について、住居等から400メートルの離隔があるため、重大な影響が回避または低減されていると判断していることについて、国の検討会報告書では、騒音に関わる苦情のうち、半数程度が400メートル以上の離隔距離で発生していることのほか、実行可能な範囲で低減するとの1次回答は、環境影響評価におけるいわゆるベスト追求型の考えとは言えないのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、資料4-2の別添資料4-5にあるとおり、評価結果の修正があり、重大な影響が生じる可能性があるとの評価に変わっております。

また、質問番号4-11で風車の影についても同じように質問しており、同じく資料4-2の別添資料4-11のように、同じく重大な影響が生じる可能性があるという修正の提出をいただいています。

9ページをご覧ください。

質問番号4-8と14ページの質問番号4-37において、重要な地形であり、景観資源ともなっている松前段丘の改変について質問をしました。これに対して、事業者からは、段丘の特徴である階段状の地形については改変せず、平坦な段丘面のみの改変であれば、段丘の特徴を大きく損なわないのではないかとのことです。

11ページをご覧ください。

質問番号4-18です。

2次質問の②において、当該地域には、日本の固有種であるコヤマコウモリが生息している可能性が高いことから、コウモリ類の調査は重要であるため、調査を行う頻度や季節について質問しました。これに対して、回答では、現時点では捕獲調査を5月から9月の3回、夜間踏査調査を春、夏、秋の3回、音声モニタリング調査を3月から11月に行う予定であるとのことです。

14ページをご覧ください。

質問番号4-46です。

こちらは動物と書かれているのですが、植物の誤りです。失礼しました。

この部分では、海岸林を改変した場合、地盤が脆弱化するおそれが高くなることから、そのことについて考慮しているのかということについて質問しました。これに対して、事業者からは、必要最低限の改変とは、万が一を考慮してということの記載で、現状では、海岸林を対象とした改変は計画していないとのことでした。

一部になりますが、以上が2次質問及び事業者の回答となります。

続きまして、資料4-3をご覧ください。

関係市町村長の意見について概要を説明します。

関係する自治体は、松前町のみです。

裏面をご覧ください。

松前町長からは、(4)として、白神岬は、北海道と本州を渡る鳥類の渡りのルート及び休息地であることから、バードストライクなどによる鳥類への影響には十分留意すること、また、特定植物群落が含まれることから、土地の改変や伐採による保水機能の低下などに十分留意することとの意見がありました。

そして、(5)では、周辺に松前矢越道立自然公園が存在することから、良好な景観資源への眺望の影響について留意するよう意見が出されています。

そのほか、騒音、振動、水質、土壌等についても適切に対応するよう意見が出されています。

以上の質問への回答と松前町長の意見を勘案した上で、答申文(案)たたき台を作成したものが資料4-4になります。

まず、前文です。

構成につきましては、これまでの文言と同様に、1段落目では事業の概要を、2段落目では事業実施想定区域における地域特性の概要をそれぞれ整理しております。また、3段落目では、本事業における環境影響を回避するため、次の総括的事項及び個別事項に的確に対応することを求めています。

続きまして、1の総括的事項についてです。

(1)は、事業計画のさらなる検討に関する意見です。基本的には、これまでの意見と同様になります。

次に、(2)は、絞り込みの検討に関する指摘で、絞り込みの検討過程の説明が不十分で分かりにくくなっていることから、方法書では分かりやすく検討過程を記載することを求めています。

次に、(3)は、事業実施想定区域内とその周辺に自社と他社の既設風力発電所があり、また、周辺にも計画中の風力発電事業が存在することから、累積的影響について適切に調査、予測、評価を実施すること、また、その際、松前北部風力発電事業の環境影響評価書のほか、既設風力発電所で実施してきた事後調査の結果を参考にするように求めたものです。

なお、松前北部風力発電事業は、図書の中ではリエネ松前風力発電所と記載されています。

次に、(4)は、住民等への積極的な情報提供を求める意見です。

(5)は、インターネットを使った利便性の向上に関する指摘ですが、これまでの意見と同様の内容となっております。

続きまして、次のページの2の個別的事項です。

(1)は、騒音及び超低周波音、風車の影についてです。

本事業は、事業実施想定区域内に住宅があり、福祉施設等も区域に近接していることから、離隔などの措置により、影響の回避、低減を求めています。

(2)は、地形及び地質についてです。

ほぼ全域が重要な地形である松前段丘と重複しているため、可能な限り改変を避けるように求めたものです。

(3)は、動物についてです。

アでは、これまでと同様に、センシティブティマップにおいて分布情報のある希少種や渡りの経路に加え、専門家ヒアリングによるオオミズナギドリなどの海鳥の評価やコウモリの分布について、専門家等からの助言を得ながら適切に予測、評価を行い、影響の回避、低減に努めるよう求めています。

イについては、これまでと同様です。

(4)は、植物及び生態系についてです。

アの重要な自然環境のまとまりの場については、事業実施想定区域には、海岸断崖地植生、エゾイタヤシナノキ群集などの自然度の高い植生や、特定植物群落の松前－江差海岸台地上のミズナラ・イタヤ林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在することなどから、土地改変箇所の検討において、それらの範囲を避けることなどにより影響の回避、低減を求めています。

イの植物相、ウの生態系については、これまでと同様の意見としております。

最後に、(5)は景観についてです。

アでは、これまでと同様に、ホームページや観光パンフレットだけでなく、関係機関等へのヒアリングなどにより、ほかに眺望点がないかを改めて検討するよう求めています。

イでは、眺望点での風車の垂直見込み角について触れていますが、本事業では、松前矢越道立自然公園の公園計画に利用施設として位置づけられている小浜園地や折戸浜野営場のほか、主要な眺望点の茂草地区や館浜地区などからは、風車の垂直見込み角が非常に大きくなることが予測されることから、適切な方法により予測、評価を行い、その結果を風車の配置検討に反映することにより影響の回避、低減を求めています。

事務局からは以上になります。

ご審議のほどをどうぞよろしくお願い致します。

○山下会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いします。

○河野委員 バットストライクについてです。

図書の225ページに、専門家へのヒアリング結果があります。一番最後のところに、カットイン風速を上げたり、フェザリングを実施したりする等の対策を行ってほしいということがあり、これは有効だというふうに言ってらっしゃると思うのですが、これは

一般的なことだと考えていいのですか。

○事務局（武田課長補佐） 最近は、日本でもこういう対応をする事業者が増えてきています。例えば、最近では、準備書などで風速や気温等の天候とコウモリの飛翔のデータ数を示して、これ以上の風速では、コウモリがあまり飛ばないので、3メートル以下はフェザリングモードを導入することによって効果が上げられるという予測、評価が増えてきています。

海外では、かなり実績のある手法で、コウモリの出現時期や天候によって弾力的にフェザリングモードに移行する風速を変えたりしているようです。

○河野委員 有効なのであれば、2ページの(3)の配置等の検討のところに加えてもいいのではないかと思います。例えば、風車の使用方法等についても検討に反映するというを入れるのはどうでしょうか。

○事務局（武田課長補佐） ご指摘をありがとうございます。

これは、どこの段階で書き込むかですが、フェザリングを導入するかどうかは、今後、方法書や準備書で具体的に聞いていくことになりまして、準備書では、フェザリングモードの導入を評価できるような調査をちゃんと行っているか、その前の方法書では、それを前提にした調査をしっかりと計画に組み込んでいるかを指摘していくことになろうかと思えます。

配慮書の段階では、あくまでも現況調査に基づいて直接改変による影響を取り上げているので、ここでそこまで言うのはなじまないかなと思います。

○河野委員 なるほど。分かりました。

これ以降のところでも考慮していけばいいということですね。

○事務局（武田課長補佐） そうです。今までも、フェザリングモード等の対応を実施すると言っているところは、あえて知事意見に入れていませんし、そうでなければ知事意見で指摘することになろうかと思えます。

○河野委員 これまでも入れてきたと理解していいのですね。

○事務局（武田課長補佐） はい。

○河野委員 分かりました。ありがとうございます。

○山下会長 ほかにございませんか。

○澁谷委員 多分、道庁としても答えていただけないと思いますが、答申文（案）たたき台のいろんなところに影響を回避または十分に低減することと書かれていて、この委員会では、こういう表現がよく出てくるみたいですね。

ただ、回避という日本語としては、多分、完全に影響を及ぼさないようにしてくださいということですよ。十分に低減するというのは、何か基準があって決まっているわけではないのですか。

○事務局（武田課長補佐） ご指摘のとおり、特に具体的な基準が決まっているわけではありません。

環境アセスメント制度全体に通じる考え方としては、事業者が実行可能な範囲でとよく言っていますが、何をクリアしたらいいという基準を設けるのではなく、とにかく現実的にできるやり方で十分な努力をしてくださいということです。

ベスト追求型という言い方もよくしていますが、とにかく、ある程度低減したらいいと

いうわけではなく、どれだけベストを追求したか、それが十分かどうかを判断するという意味で、十分な低減という言葉を使っております。

○**澁谷委員** 分かるような分からないようなお答えですが、今ある技術の範囲内のできるだけの努力をしてくださいということなのだろうと思います。

ただ、私は4月からなので、この辺はやっぱり不思議だなと思ってしまいます。私はこの場所を具体的に知らないですが、地形としては、渡り鳥のルートになっていて、それなりに重要であるのなら、普通はやめますよね。

こんなことを言ったら怒られるのでしょうかけれども、それで十分な低減というのも特に基準はなく、要は事業者の努力ですということになると、事業者が考えられる範囲内で努力しましたがここまでしかできませんでしたと言え、それでいいということになってしまいますよね。

○**事務局（武田課長補佐）** 実を言うと、環境アセスメント制度自体は、事後評価の結果をどのように評価するという制度が不十分であるという問題があり、委員が指摘したような疑問は、もっともなところがあります。

その上で、知事意見を言えるのは準備書までの段階ですが、配慮書では、個別的事項で回避及び十分な低減を図ることとして、意見の上の総括的事項（1）の二つ目の段落では、重大な影響を回避または十分低減できない場合、もしくは、回避または低減できることを裏づける科学的根拠を示すことができない場合という言い方をしています。

準備書段階では、また少し違う言い方になってきますが、回避または低減できるような証拠を示せない場合は、事業規模の縮小など、場合によっては、縮小した結果、事業ができなくなるという意味も含めて、見直しを行ってくださいという言い方をしているところです。

○**澁谷委員** 道庁の立場としては、表現できる範囲に限度があるというのは分かるのですが、考え方として、正直、これだとなかなか有効ではないだろうと思います。事業の見直しや、場合によってはやめてくださいというところになかなか行き着かないですし、実際そうなのだろうなと思っています。

全ての事柄に対しては当然無理なのですが、例えば、騒音だったら、音の大きさは定量的に示すことができますよね。そういう定量性のあるような設定ができる場所は、なるべくそういうものを入れていく方向性で考えるような発想も必要かなと感じます。

やっぱり十分に低減という文言だけでは、何が重要なのだということになりますよね。人によっては、非常に小さい音でもうるさいと感じる人がいて、それはそれで影響があるという評価になってしまうと思うので、なるべく抽象的な表現に置き換えられるところがあれば、そういう発想で対処していくことも必要なのかなと思います。

○**事務局（武田課長補佐）** ここは配慮書段階で、実際に調査を行っていないので、そういうことはなかなか言えないのですが、騒音などは、国においても環境基準や目安となる騒音レベルの考え方が示されていますので、今までも、準備書で実際に調査や予測をした上で、環境基準や参照値を上回っていれば具体的に指摘して、対応方向や考え方をちゃんと示してくださいという書きぶりをしているところです。

ただ、動植物は、数値を示しての定量的評価がなかなか難しいというのが悩みどころですが、明らかに希少種に影響を与えるようなものについては、具体的な指摘も可能かと思

います。

○山下会長 ほかにございませんか。

○玉田委員 答申文（案）たたき台の文言はこれでいいのかなと思っていますが、その文言に込めている意味をここで念押ししておきたいと思います。

2の個別的事項の（3）の動物のところについてです。

図書の66ページ、67ページで環境省のセンシティブティマップの話に触れられていて、特に、67ページでは、オジロワシ、クマタカ、チュウヒ、イヌワシなどの記録があることを踏まえて、注意喚起レベルBなりA3なりとあります。

ただ、チュウヒやイヌワシというのは恐らく記録がある程度だと思うのですが、ここで特に注意してほしいのはオジロワシとクマタカであります。

この答申文（案）たたき台のAの下から3行目の「詳細な調査を行うこと」というのは、要するに、この後の準備書の段階でオジロワシやクマタカの衝突確率を出すために、方法書では、そういう調査をしますということを具体的に書いてほしいという意味を込めて、こういう書き方をしているのだということだと思いますよ。

○事務局（武田課長補佐） 配慮書ですので、次の方法書をにらんで、専門家の意見等もちゃんと聞いた上で、調査計画を立ててくださいという意味合いです。

○玉田委員 鳥の関係はそれでいいです。

それから、前回、押田委員からも指摘がありましたが、この近くではコヤマコウモリの問題も出ていますから、次の方法書でコヤマコウモリのことをきちっと評価できるような調査方法を考えてくださいという意味でいいですよ。

○事務局（武田課長補佐） ここにある希少なコウモリの希少という部分が、まさにその辺りを意識しております。

○玉田委員 その確認をしました。

以上です。

○山下会長 特にたたき台の文言等について、ほかにご意見はありませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 私としては、特に答申文（案）たたき台の文言について加筆、修正のご意見はなかったと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山下会長 それでは、ご承認いただいたことにさせていただきます。

最終的な文言修正等は私にご一任いただきまして、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山下会長 どうもありがとうございます。

それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

では、最後の議事（5）に移ります。

本日2回目の審議となります（仮称）えりも地区風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

なお、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後

ほど各委員に確認させていただきますので、その際に申し出てください。

それでは、事務局から、主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いします。

○事務局（五十嵐主事） 事務局の五十嵐です。

私から説明させていただきます。よろしくをお願いします。

使用します資料は、資料5-1から資料5-4までとなります。

まず、資料5-1を用いて、2次質問とその事業者回答について、答申文（案）たたき台に関連する部分を中心に説明いたします。

資料5-2については、適宜、ご確認いただければと思います。

それではまず、資料5-1の3ページをご覧ください。

質問番号2-12です。

こちらは、環境保全上、留意が必要な施設及び場所についての質問です。

2次質問で、えりも町が定めているえりも町再生可能エネルギー発電設備に関するガイドラインにある住宅等からの離隔について、どのように対応するのか質問しました。これに対して、事業者からは、基本的にガイドラインにのっとり、住居から風車全高の5倍以上の離隔距離を取り、やむを得ず十分な離隔距離が確保されない場合には、住民から同意を得るという計画方針であるとのことです。

4ページをご覧ください。

質問番号2-21です。

こちらは、他事業者との累積的影響についての質問です。

本事業実施想定区域を考えると、累積的影響は避けられず、確実に協議が必要になるのではないかと質問をしました。これに対して、事業者からは、先行事業者との協議は現在行っておりませんが、今後、事業が重複する場合には、先行事業者と協議を行い、累積的な影響について考慮することとしますとのことです。

10ページをご覧ください。

質問番号4-4です。

こちらの2次質問では、本配慮書では、住居や学校などの配慮が特に必要な施設や保安林などが事業実施想定区域内に存在しているなど、区域が十分に絞り込まれていないため、評価結果には重大な環境影響が懸念される地域を事業実施想定区域から除外するなど、区域の絞り込みにより重大な影響を回避、低減することを明確に示すべきではないかと事業者の見解を聞いております。これに対して、事業者からは、重大な環境影響が懸念される地域を自然公園、鳥獣保護区、KBA、IBAと捉え、区域から除外したこと、配慮書手続以降の方法書手続に至るまでの間に区域を絞り込むこと、評価は、方法書以降の手続で行う環境保全措置の検討も含めて行っているとのことです。

14ページをご覧ください。

質問番号4-26です。

こちらは、自然度の高い植生、保安林、特定植物群落といった自然環境のまとまりの場の扱いについての質問です。

これらの自然環境のまとまりの場について、今後の事業計画の検討の中で、改変による重大な影響を回避、低減するよう、可能な限り除外していくとの1次回答を踏まえ、現段

階で除外しない理由について2次質問で聞いております。これに対して、事業者からは、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、十分な工事に関する調査を行えなかったため除外していないが、今後の環境影響評価及び工事に関する調査の結果を踏まえて、絞り込みを行うとのことです。

一部ではございますが、以上が2次質問及び事業者回答となります。

続きまして、資料5-3をご覧ください。

こちらは関係町長意見となっております。

関係する自治体は、えりも町になります。

えりも町長からは、事業実施想定区域には、保安林、地域森林計画対象民有林及び農地が含まれているため、今後、これらの土地または周辺で具体的に事業を行う必要がある場合は、関係機関と十分に調整し、地域住民の生活や農林水産業の振興に支障が生じることのないように配慮することとの意見をいただいております。

以上の質問と回答、町長意見を勘案した上で、答申文（案）たたき台を作成したものが資料5-4になりますので、ご説明します。

本配慮書の答申文（案）たたき台ですが、先行する他の3事業と区域が重複する部分が多く、特に昨年の9月20日付でJR東日本エネルギー開発株式会社宛てに意見を述べました（仮称）えりも町風力発電事業とは、ほぼ全域が重複しており、地域特性の類似性も高いことから、これらの意見を基本として作成しております。

先行する3事業との違いは、事業実施想定区域の面積が大きいことと、植生自然度9のハンノキ群落が区域内に存在することです。

まず、前文ですが、構成は、これまでと同様に、1段落目では事業の概要、2段落目では事業実施想定区域及びその周辺における地域特性の概要をそれぞれ整理し、3段落目では、本事業による環境影響を回避するため、次の総括的事項及び個別的事項に的確に対応することを求めています。

続いて、1の総括的事項の説明に移ります。

(1)は、事業計画のさらなる検討に関する意見です。

基本的にはこれまでの意見と同様ですが、本事業では、重大な影響が考えられる、または、重大な影響が生じる可能性があると考えられると予測した上で、方法書以降の手續において配慮書に示された事項について留意することにより、重大な影響を回避または低減することが可能であると評価しているが、科学的かつ客観的な根拠が示されていない項目が多く見られるため、重大な環境影響が懸念される地域を区域から除外することなどにより、環境影響を回避または低減することを求めています。

(2)は、事業実施想定区的の設定に当たっての検討に関する意見です。

こちら基本的にはこれまでの意見と同様ですが、本事業では、区域内に依然として住居や学校等の環境の保全についての配慮が特に必要な施設などが含まれていることから、方法書でさらなる区域の絞り込みを行い、環境影響の回避、低減を図るとともに、その検討過程について分かりやすく記載することを求めています。

(3)は、累積的影響に関する意見です。

事業実施想定区域は、先行する3事業と区域が大きく重複していることから、十分協議を行った上で、風車の配置などの事業計画を検討すること、当該事業者から必要な情報を

入手し、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

(4) は、住民等への積極的な情報提供に関する意見ですが、こちらは、えりも町長の意見においても求められており、これまでの意見と同様となっております。

次に、(5) のインターネットを使った利便性の向上に関する意見についても、これまでの意見と同様の内容となっております。

次に、2 の個別的事項です。

(1) は、騒音及び超低周波音、風車の影についてです。

本事業の実施想定区域及びその周辺に住宅が存在することから、離隔などの措置により影響の回避、低減を求めています。

(2) は、水質についてです。

本配慮書では、工事中の水の濁りについては、計画段階配慮事項として選定していませんが、さけ・ます増殖事業、保護水面があり、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念されるため、適切な方法により調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、濁水等の防止措置を講ずることなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

(3) は、動物についてです。

アでは、これまでと同様に、センシティブティマップで分布情報のあるシマフクロウや、本事業でのヒアリングにおけるタンチョウ、オジロワシ、コウモリ類などの希少な動物の生息やガン類の渡りに触れ、それらについて関係機関、専門家等からの助言を得ながら適切に予測、評価を行い、影響の回避、低減に努めるよう求めています。

イでは、これまでの意見と同様に、動物相について、助言を得ながら適切に把握し、重要な動物種について、適切な方法により予測、評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響の回避、低減をすることを求めています。

(4) は、植物及び生態系についてです。

アは、重要な自然環境のまとまりの場になりますが、事業実施想定区域には、ハルニレ群落や、ほかのえりも町の風力発電事業には存在しないハンノキ群落などの自然度の高い植生や、特定植物群落のえりも岬ヒダカミツバツジ群落、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在することから、土地改変箇所の検討において、それらの範囲を避けることなどにより、影響の回避、低減を求めています。

イの植物相、ウの生態系については、これまでの意見と同様としております。

植物相については、助言を得ながら的確に把握し、重要な種について適切な方法により予測、評価を実施し、生息地の改変を避けることにより影響の回避、低減をすること、生態系については、助言を得ながら生態系を特徴づける適切な種を選定し、生息地、生育地の改変を避けることにより影響を回避、低減することを求めています。

(5) は、景観についてです。

アでは、これまでと同様に、ホームページや観光パンフレットだけでなく、関係機関等へのヒアリングなどにより、ほかに眺望点がないかを改めて検討することを求めています。

イでは、眺望点での風車の垂直見込み角について触れておりますが、本事業では、様々

な景観資源を有する日高山脈襟裳国定公園に隣接しており、公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあるほか、主要な眺望点または日常的な視点場である百人浜や東洋地区からは、風車の垂直見込み角が大きくなると予測され、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、こうした景観への影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求めています。

また、この景観のこの部分につきまして、本日欠席されております奈良委員より事前に意見をいただいておりますので、ご報告いたします。

2行目にあります「眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。」の部分「眺望景観に重大な影響を及ぼす、または、及ぼすことは明白である。」とし、それに伴い、4行目も「影響を及ぼすおそれがある。」という部分を変えたらよいのではないかという意見をいただきました。

以上が答申文（案）たたき台の説明となります。

私からの説明は以上となります。

ご審議のほどをよろしく申し上げます。

○**山下会長** それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、ご意見やご質問をお願いします。

○**高橋委員** 今の奈良委員の指摘についてですが、この配慮書の段階で明らかに影響があるというふうに評価されているのですか。

○**事務局（武田課長補佐）** 実は、奈良委員から指摘に対して、事前に、配慮書段階でここまで言うのは難しいのではないかと、それは具体的に風車の配置が決まって、景観シミュレーションが行われたときに言うのが適切ではないかということをお答えし、奈良委員からは、了解しましたということでした。

○**高橋委員** 実は、今、事務局から説明してもらったとおりのことを思ったものから、「おそれ」というのはつけておいてもいいのではないかなということ、意見をさせていただきました。

○**山下会長** ほかにございませんか。

○**澁谷委員** 教えていただきたいのですが、図書の45ページや46ページのように、先行事業が三つあるから、うまく調整してくださいという意見がついているのですけれども、これは実際にどれほど有効なのですか。

○**事務局（武田課長補佐）** これは、皆様、疑問に思うところかと思えます。

アセスメントの立場としては、複数事業が並行して行われる場合、あるいは、隣接して行われる場合の累積的影響については意見が言えますが、重なっているところについて事業者間で調節することを言うことはできませんので、ここではあくまでも累積的影響を念頭に置いての意見しか言えません。

実際には、電気事業法による経産省の認可、あるいは、北電がどこの事業者と系統連系の契約を結ぶかによって、どの事業者が残るか、あるいは、場所的なすみ分けを行うかになってくるかと思えます。

○**澁谷委員** 同じく45ページのところにあるアールイー・パートナーズ株式会社と日本風力開発株式会社は、方法書に進んでいて、少し具体的なのですよ。一番大きいJR東

日本は配慮書なので、まだそこまで具体的ではないということですが、この二つの方法書というのは、もうできているのではなく、手続中で用意しているという段階ですね。

○事務局（武田課長補佐） この方法書手続はもう終了しており、経産大臣勧告まで出ています。

○澁谷委員 今回の事業者様の a f t e r F I T は、その情報を入手できるということなのでですね。

○事務局（武田課長補佐） アセスメントの手続情報はいろんな形で公表されていますので、当然、知った上での事業計画と理解しております。

○山下会長 澁谷委員、よろしいですか。

○澁谷委員 仕組みは分かりました。

○山下会長 ほかにございませんか。

○白木委員 答申文（案）たたき台についてです。

えりも町長からの意見では、事業実施想定区域に保安林や地域森林計画対象民有林及び農地が含まれているので、もしここでやる場合には十分に調整して配慮してほしいということが書かれています。答申には、町長からの意見に書かれているようなことへの配慮が書かれていないのです。今までQ&Aでこれが出てきていなかったからなのかもしれないのですが、町長意見で出ているので、できれば盛り込んだほうがいいのではないかなと思いました。

○事務局（武田課長補佐） 保安林については、個別事項の（４）の植物及び生態系において、重要な自然環境のまとまりの場として扱っています。

○白木委員 環境アセスメントではないということですか。

○事務局（武田課長補佐） 保安林や地域森林計画対象民有林自体は環境アセスメントとして知事意見で触れる必要がある内容ではないとしています。

ただ、Q&Aの中では、どのように整理しているのかについて事業者を確認しております。例えば、総括的事項の（４）の地域住民等への積極的な情報提供や説明などでちゃんと地域の理解を得てくださいという中にニュアンスとして入れているという考えです。

○白木委員 分かりました。ありがとうございます。

○山下会長 えりも地区は４事業目で、これまでこういう答申を３回出しているのですが、替えようと思っても、これまでのものをそのままコピペせざるを得ないところもあり、新しい文言を入れるのはなかなか難しいのかなというのが正直なところです。

ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○山下会長 そうしましたら、委員の皆様からいろいろご意見をいただきました。

○白木委員 すみません。

一つ前の松前について、気になったことがあります。

○山下会長 とりあえず、こちらは締めてもいいですか。

○白木委員 はい。

○山下会長 では、こちらは了承されたということで、語句修正等は一任いただくということにさせていただきます。

それでは、議事（４）の松前の案件に戻ります。

白木委員、お願いします。

○白木委員 申し訳ありません。

答申文（案）たたき台について、これも松前町長の意見を見てのことなのですが、その中では、事業区域のことだけでなく、搬入候補ルートに関して、土壌汚染や土砂の流出、河川の下流海域の漁業への影響などの懸念、また、最後の産業への影響では、町営牧場の管理道路を使うのであればということが書いてあります。ただ、こちらの答申文（案）たたき台では、事業実施想定区域に関する内容となっているので、こちらの町長の意見も取り入れたほうがいいかなと思うのですが、土壌汚染や土砂の流出は、やっぱり環境アセスメントの取扱い事項ですよ。これについて、事務局としてはどのような考え方をされているのでしょうか。

○事務局（小林主事） まず、町長意見を全て答申のほうに採用するわけではないこととお話があった搬入ルートもまだ確定ではないというところがあります。そういう事情も含めて、知事意見として、過去の意見も参考にしながら、どういう項目を入れていくのが望ましいかを判断し、このような答申文の意見となっているところです。

今回、町長意見の（４）と（５）の部分は反映した上で答申に含めておりますが、（６）については入れなかったという形です。

○白木委員 分かりました。では、ルート等が決まって、影響がありそうな場合には、また準備書等で述べていくということなのですかね。

○事務局（小林主事） はい。

○白木委員 分かりました。

○山下会長 それでは、議事（５）の希少種の話が残っていますので、最後に非公開審議について確認させていただきます。

委員の皆様から希少種に関してご質問やご意見がある場合は、挙手等をお願いいたします。

○事務局（武田課長補佐） 押田委員が挙手をしています。

○山下会長 それでは、これ以降は、希少種保全の観点から非公開での審議とします。

事務局から傍聴者へのご案内をよろしくをお願いします。

○事務局（武田課長補佐） それでは、ただいまからの審議は非公開とさせていただきますので、傍聴者と報道機関の皆様については、ご退室くださるようお願いいたします。

本日はこれが最後の審議となりますので、傍聴者と報道機関の皆様については、これをもって傍聴は終了となります。再度入場しての審議はありませんので、ご了承ください。

ご退室前に、傍聴者と報道機関の皆様には、次回の審議会のご案内をいたします。

第６回の環境影響評価審議会につきましては、９月３０日水曜日の１３時３０分から、同じくここの第二水産ビル４階４Ｆ会議室で開催する予定です。また１週間くらい前にありましたら、道庁のホームページにアップしますので、ご確認ください。

それでは、皆様、申し訳ありませんが、退室をお願いいたします。

[非公開審議部分不掲載]

○**山下会長** それでは、答申文（案）たたき台の文言修正はなしということにしたいと思
います。

これで本日の議事は全て終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしくお願いします。

4. 閉 会

○**事務局（武田主幹）** 皆様、本日も長時間にわたり、5件の議事についてご審議いた
だき、大変ありがとうございました。

先ほども触れましたとおり、次回の審議会については9月30日を予定しております。
詳細については、また改めて皆様にお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

また、2次質問への回答につきましても、先ほどそれぞれの担当者から連絡している
ところですが、これも改めてメールで依頼が行きますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○**山下会長** それでは、長時間となりましたが、本日の審議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上